

裁判長
認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和元年(行ヒ)第394号

決定日 令和2年3月17日

裁判所 最高裁判所第三小法廷

裁判長	戸	倉	三	郎
裁判官	林		景	一
裁判官	宮	崎	裕	子
裁判官	宇	賀	克	也
裁判官	林		道	晴

当事者等 別紙当事者目録記載のとおり

原判決の表示 福岡高等裁判所那覇支部平成31年(行コ)第4号(令和元年9月12日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和2年3月17日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 山之内 憲 二